商品中古自動車に係る自動車税種別割の減額申請手続について

令和７年３月

一般財団法人日本自動車査定協会栃木県支所

中古自動車販売業者が所有する一定の商品中古自動車については、自動車税種別割が減額されます。この減額措置を希望される方は、下記の事項をご確認のうえ、窓口での混雑を回避すべく、**原則期間内送付のみ受付致します。（窓口での提出はご遠慮願います）。**
尚、申請手続きは各都道府県で違いがある為、注意して申請してください。

１．減額の対象となる商品中古自動車

４月１日賦課期日現在において中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ展示し（但し、修理等のために展示できないものはこの限りでない）、道路運送車両法第４条に定める登録を受けている自動車で、その登録事項の所有者名、使用者名とも申請名義人と同一であり、商品中古自動車であることが一般財団法人日本自動車査定協会において証明されていること。

（注）申請できない自動車 ⇒ 新規登録車（新車・中古車）及び軽自動車、私用車、社用車（社長車、車両運搬車等）、看板付車（自社、系列会社等）、代車、試乗車（デモカー）、リース車、レンタカー、なども含み過去に否認された車両

２．減額を受けることができる中古自動車販売業者

「主たる営業所等届出書」を公安委員会に提出していること。前年度までの自動車税について滞納がないこと。及び、すべての自動車（減額を申請する自動車以外の分も含む）の本年度の自動車税種別割を納期内に納付していること。

※2 ページ　４－（4）③古物商許可証の写し、4 ページ　５－(4)注意事項も併せてご確認ください。

３．減額額

年税額の１２分の３に相当する額（後日還付）

４．【 査定協会への商品中古自動車証明申請の手続き 】（送付のみ受付）

(1) 申 請 先　一般財団法人日本自動車査定協会栃木県支所　宛

〒321-0166

栃木県宇都宮市今宮２丁目４－６　栃木県自動車会館２階

TEL　０２８－６５８－１６３９　FAX　０２８－６５９－３１５９

E-MAIL　tochigi34@jaai.or.jp

(2) 申請期間　令和７年４月１日（火）～令和７年４月３０日（水）必着！！

土・日・祝日を除く８時３０分～１２時、１３時～１７時まで

(3) 提出書類取得方法

「商品中古自動車証明申請書」他、各必要書類もＷｅｂより入手可能**（3 月 5 日（水）以降掲載予定）**になりますので、下記の手順により取得してください。

Ⅰ．査定協会本部のホームページを開いてください。（http://www.jaai.or.jp/）

Ⅱ.上段部「事業所一覧」にて「関東ブロック」→「栃木」を開いてください。

Ⅲ.「書式ダウンロード」より必要項目を取得し活用してください。

㊟尚、入力方法等内容も変更しておりますので、昨年度以前のものはご使用にならないでください。

※商品中古自動車証明申請書等の提出書類は押印をお願いしますので、データでの送信受付は不可と致しますのでご了承願います。

(4) 提出書類等（尚、①,②,④は査定協会ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ内【栃木県支所】より取得してください）

① 申込確認書

② 同意書

③ 古物商許可証の写し

※古物営業法改正により、引き続き古物商を営む場合には、令和２年３月３１日までに管轄の警察署へ「主たる営業所等届出書」の提出が必要となりました。届出を行わなかった場合は許可が失効し、令和２年４月１日以降新たに古物商の許可申請をしなければ減額の申請ができません。古物商許可証についてご不明な点は、警察本部又は警察署にお問い合わせください。

④ 商品中古自動車証明申請書及び商品中古自動車証明書

・**エクセル版申請書利用の方**＝入力したデータを保存してから印刷してください。

※手書きや提出後の訂正は絶対に行わないでください！！

【申請書入力環境条件】

Excel 正規品をご使用ください。バージョンは、2007 以降（拡張子.xlsx）をご使用ください。正規品以外の互換ソフトの動作確認は、致しておりませんのでご注意ください。

・従前の手書き用申請書（３枚複写式）ご希望の方はお問い合わせください。

※こちらの提出は 1、2 枚目のみとなり、3 枚目は控えとして大切に保管してください。

⑤ 申請台数分の最新の自動車検査証（電子車検証においては、自動車検査証記録事項A）の写し　（右上に連番で申請書№と同番号を記入願います）

当該年度の４月１日時点において申請者名義であったことが確認できるもの。確認できない場合は、詳細登録事項等証明書（現在及び過去の登録内容）を用意ください。**※電子車検証の写しでは受付できません！！**

⑥ 査定協会から発行される証明書等について

信書扱いの追跡可能な「日本郵便株式会社のレターパックプラス」（対面授受）推奨　等に返送先であります申請者宛の住所等を予め記入のうえご提出願います。

尚、その他の物で返送するものは、まず信書を送ることができるものかお確かめください。

⑦ 古物台帳・仕入台帳・在庫表等（申請車両以外の車両も含みも可）で仕入れ年月日・仕入れ先名・車名・登録番号・車台番号の記載があるものの写し（任意）

※提出がない場合は後日調査協力のため、問い合わせさせて頂くことがあります。

(5) 支払方法　〇証明手数料：（台数×**＠５５０円**税込）

・下記の振込先に必ず古物商名義名（法人：法人略語にて　カ）など）をご記入のうえお振込願います。

尚、誠に恐れ入りますが、振込手数料は申請者様のご負担でお願い致します。

《振込先》　足利銀行　江曽島支店　普通預金　４５５９８

（ザイ）ニホンジドウシャサテイキョウカイトチギケンシショ

一般財団法人　日本自動車査定協会栃木県支所

㊟　申請台数分の領収後の返金は致しかねますので、申請できない車両が含まれていないか再度ご確認してから、お振込み願います。

※領収書（ｲﾝﾎﾞｲｽ対応）は証明書と一緒に添付します。

(6) その他

㊟　支所窓口や栃木県自動車会館内で、初めから申請書類等をご記入頂くことはご遠慮願います。

５．【 県税事務所への自動車税種別割減額申請の手続き 】

(1) 申 請 先　　栃木県自動車税事務所の窓口
宇都宮市八千代１丁目５－１０　TEL０２８－６５８－５５２１
又は佐野支所、最寄りの県税事務所の窓口

(2) 申請期間　　令和７年５月７日（水）～令和７年６月２日（月）
土・日・祝日を除く８時３０分～１２時、１３時～１７時まで

(3) 提出書類

・所定の自動車税種別割減額申請書及び商品中古自動車に係る自動車税種別割の減額申請明細書（様式は栃木県ホームページにございます）
・一般財団法人日本自動車査定協会栃木県支所が発行する商品中古自動車証明書
『2 ページ　4 の（4）④を参照』
・古物商許可証の写し
・当該年度の自動車税納税通知書等の写し

(4) 注意事項

・地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く）を受けた者にあっては、それぞれの刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から３年を経過していること。
・地方税の滞納処分を受けた場合には、当該滞納処分の日から２年を経過していること。

６．フローチャート（①→②→③→④の順で手続きを行ってください）

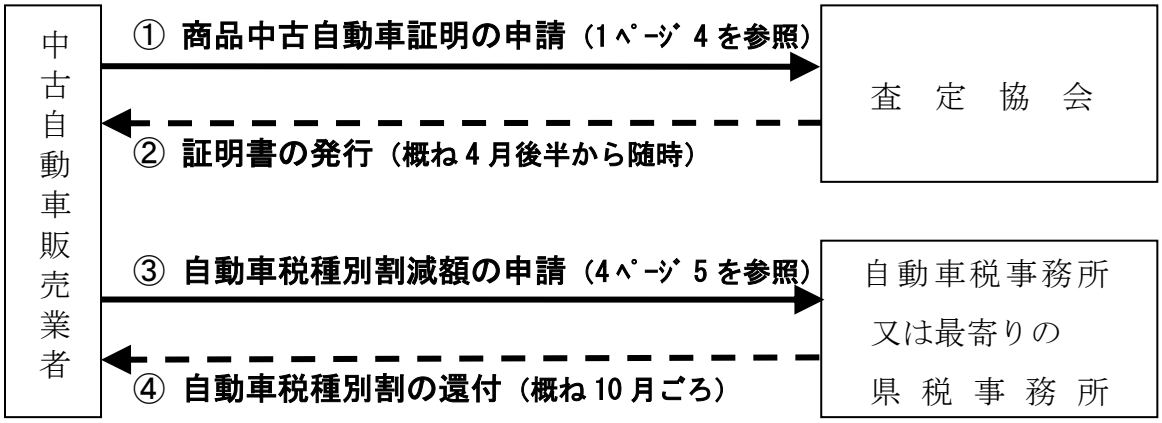

※査定協会と税事務所の申請期間・場所に違いがあります。

以上